

令和3年9月5日

近畿大原子力研究所面談時の資料

本日の面談は以下の内容について行う。

1. 原子力事業者防災業務計画「別表第1 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈」における「AL51」、「AL52」、「AL53」について、施設の特徴を考え原子炉運転中の記載を追記した。また、SE事象については、近畿大学原子炉は停止中において冷却の必要がなく、冷温停止状態を維持する機能が失われることがないためALの通報で対応するよう記載した。また、記載の統一化のため語句の修正を行った。
2. 異常時、地震発生時、自然災害発生時、火災発生時の原子炉停止手順について、近畿大学原子力研究所保安規定、第3章「運転管理」に記載されていることを説明した。

以上